第

3 2 0 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 2月 8日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ♠ e-TAXの添付書類

 $\mathbf{Q}$ : e-TAXを利用した確定申告は、添付書類を別途郵送するなどしなければならないので、不便で利用していませんが、この点、改善されないのでしょうか?

A:平成19年度の税制改正では、書類の添付が省略できるようになります。

## 【解説】

これまでのe-TAXは、申告はネットでできましたが、添付書類を後から郵送するなどして対応しなければならず、非常に使いにくいものでした。

そこで、平成19年度の税制改正では、この点を改正し、e-TAXを使いやすいものに改正されることとなりました。

当初は、添付書類をスキャナで読み取って 電子書類化して送信するといった案もありま したが、実務的なことを考慮して、書類の添 付を省略してもよいこととされました。

省略が認められる書類は、次のものです。

- ① 医療費の領収書
- ② 社会保険料控除証明書
- ③ 小規模企業共済等掛金控除証明書
- ④ 生命保険料控除証明書
- ⑤ 地震保険料控除証明書
- ⑥ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ⑦ 特定口座年間取引報告書

ただし、内容確認できるよう、これらの書類を確定申告から3年間保存し、提出を求められたときはこれを提出しなければなりませんので注意してください。







